

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
那須烏山市	田野倉・岩子・宇井・小倉地区	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	161.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	135.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	23.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.0ha
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・後継者が未定及び不明の耕作面積は23.2haあり、それをカバーする地区内の担い手は5経営体で引受意向のある面積は4.0haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。 ・新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。
--

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・地区内の担い手による集積、集約化は困難である。規模拡大の意向のある地区外からの中心経営体による集積、集約化を早急に図る。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2： 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地集積・集約化の取り組み方針

・市の農地利用集積目標である60%～70%をクリアすべく、貸付意向のある農地の集積・集約化の推進のために、農業委員及び農地利用最適化推進委員による出し手と受け手のマッチング活動を強化する。
・利用権の新規設定や更新時に、今後の規模拡大意向を確認しながら更なる集積・集約化の啓発に努める。

農地中間管理機構等の活用方針

・農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の全農地は中間管理機構に貸付けていく。また農業公社やJAにも相談窓口を開設し農地中間管理機構の活用の啓発に努める。

中心経営体の育成方針

・農業次世代人材投資事業や市単独の新規就農者支援事業などの補助事業の活用を推進し、スマート農業の導入による経営の効率化に進めるなどし、新規就農者、新規企業の参入を図っていく。また、令和2年度に設置された南那須地域新規就農者支援対策協議会と連携した新規就農者の育成確保に努める。

農地保全への取り組み方針

・中山間直接支払交付金及び多面的機能直接支払交付金対象の既存の保全会の活用と新規保全会の立ち上げを推進し、地域内の全農業者一体で農地の保全、維持に取り組んでいく。

農地耕作条件強化の取り組み方針

・農業機械の大規模化や労働力の省力化による農業経営の効率化を図るため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。

鳥獣害対策への取り組み方針

・中山間地域の農地を中心に防護柵や電気柵を設置するとともに、猟友会による駆除を強化し環境整備の改善に努める。

（参考）農地の貸付等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。